

一般会計予算決算常任委員会  
民生福祉分科会記録

令和3年12月15日

【開催日】 令和3年12月15日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前11時35分～午前11時54分

【出席委員】

分科会長	松尾数則	副分科会長	白井健一郎
委員	大井淳一朗	委員	奥良秀
委員	福田勝政	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
福祉部長	兼本裕子	福祉部次長兼社会福祉課長	岩佐清彦
社会福祉課課長補佐	増富久之	社会福祉課主査兼地域福祉係長	須子幸一郎

【事務局出席者】

議会事務局長	尾山邦彦	庶務調査係長	田中洋子
--------	------	--------	------

【審査内容】

- 1 議案第103号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第15回）について

午前11時35分 開会

松尾数則分科会長 それでは、議案第103号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第15回）について審査していきたいと思います。執行部から説明を求めます。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 それでは、令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第15回）について御説明します。まず、配布している資料を御覧ください。これは内閣府の令和3年度補正予算案の参考資料です。令和3年11月19日の閣議で決定された、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金をプッシュ型で給付することについて、去る12月3日

に内閣府より地域衛星通信ネットワークにて説明会が開催されました。今回の臨時特別給付金の対象者は、①世帯全員が令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯です。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりません。②として①のほかに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯、すなわち住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯も対象となります。支給方法は、①の市民税均等割非課税世帯に対しては、課税情報から対象世帯を抽出し、案内チラシと確認書を送付し、返送された確認書により指定された銀行口座へ振込を行います。②の家計が急変した世帯に対しては、申請書を提出していただき、支給要件を満たしているかどうかを確認の後、申請口座に振込を行います。国から、様々な手法により周知、広報を行うようにと通知されていますので、広報、ホームページはもちろん、生活困窮者自立支援相談事業の委託先である社会福祉協議会やハローワークの窓口等にチラシを置くなどして周知してまいりたいと考えております。今後のスケジュールですが、議会の議決を頂いた後、速やかに住民税均等割非課税世帯の抽出等に係るシステムの導入や案内チラシ、確認書の印刷等に係る契約を締結し、1月下旬頃に発送し、返送された確認書を確認して、2月中旬には振込を開始できるのではないかと考えております。システムの導入、発送等が少しでも早くできれば、それ以降の業務を前倒して実施したいと考えております。それでは補正予算書5、6ページをお開きください。中段の歳出から御説明します。3款民生費、1項社会福祉費、9目新型コロナウイルス対策費、9億3,454万9,000円を増額するものです。内訳として、2節給料131万5,000円、3節職員手当等54万3,000円及び4節共済費24万1,000円は、事務を行う職員及び会計年度職員の給料、時間外勤務手当及び社会保険料です。10節需用費80万1,000円は申請書等の作成のための消耗品、事業を周知するための印刷製本費及び電話回線改修のための修繕料です。11節役務費355万円は支給や振込通知書の郵送料及び給付金を対象者の口座に振り込むための振込手数料です。13節使用料及び賃借料184万8,000円はシステム用のパソコンの賃借料です。18節負担金、補助及び交付金9億2,000万円は、対象者を非課税世帯が8,200世帯、家計急変世帯が1,000世帯と見込んだ臨時特別給付金です。続きまして、これに伴う特定財源を御説明します。同じく5、6ページの上段を御覧ください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金

9億3,454万9,000円を増額します。内訳は、補助割合が10分の10ですので、1節社会福祉費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金に歳出と同額である9億3,454万9,000円を計上しています。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりました。議員からの質疑を求めます。

山田伸幸委員 対象者は、住民税非課税世帯、ただし、扶養親族等のみからなる世帯を除くとありますが、具体的にはどういった世帯でしょうか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 具体的に言いますと、お父様とお母様が年金生活で、その年金も親族の扶養に入るような場合、お子様が別居されていても税法上の扶養家族にすることは可能ですので、扶養家族にしておられる場合には、本人、つまりお父様とお母様は非課税ですが、扶養を取っていらっしゃるお子様は課税世帯ということになりますので、お父様、お母様は支給対象外となろうかと思えます。

山田伸幸委員 扶養親族の方たちにも支給されないということですね。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 扶養親族の方にも支給はありません。

山田伸幸委員 先に議決した5万円の子育て支援給付金を得られる方のうち、非課税世帯の方も対象者になるのでしょうか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 その方が非課税世帯で条件に合うようであれば対象です。

大井淳一郎委員 プッシュ型ということは、文書が届いて、「私には必要ありません」というところにチェックして、返信するというやり方だと思うんです。これは子育ての給付金するときにも言ったんですが、中には10万円を受け取るつもりで、誤ってチェックを入れる人もいられるかもしれません。そのため、その辺りの誤りがないように表示していただけるかということ、また、もしチェックが入った文書が届いたら本当にもらえなくなりますが、それでよろしいですかという念押しの電話確認を入れるのかという2点をお聞きします。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 まず、非課税世帯の方は申請ではなく、確認書を送付します。様式として提示されている確認書につきましては、「対象外要件には該当しないので、給付対象には該当します」のところに「はい」、「いいえ」を付けるようになっています。注意書きとして、「「いいえ」に印を付けられた方は給付対象となりません」と一文を付けて、送付することを検討しています。

吉永美子委員 ②の対象者を1,000世帯と見込まれた根拠は何でしょうか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 課税台帳等に約2万8,000世帯から2万9,000世帯あります。12月6日現在で粗く調べたところ、非課税世帯が約8,200世帯ありました。そのため、課税世帯が約2万件あるかと思えます。その2万件に対してこの数字はどうであるか、しっかりとした根拠はないんですが、5%程度あるのではないかということで5%を掛けて1,000世帯と計上させていただきました。

吉永美子委員 分かりました。やはり、もらうべき方がもらえないということは絶対にあってはならないと思えます。①の方々に確認書等を送付するということですが、仮に不在で文書が戻ってきた場合はどのように対応されますか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 特別定額給付金と同じような状況であろうかと思えますので、コロナ対策室に確認しながら、同様の対応を取っていきたいと考えているところです。

吉永美子委員 そのようにお願いします。申請書を出していただく②の方々なんですが、いつまでという期限がありますか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 まだ国から詳細が提示されていませんが、概略を申しますと、令和4年9月ぐらいまでの所得の減についてとなっております。いつ申請が終わるのかはまだ示されていないので、今のところいつまでが期限とは示せません。

吉永美子委員 詳細はこれから決まっていくと思うんですが、②の対象者が気

が付いたらもらえなくなっていたということが絶対にあってはならないと思います。先ほど、広報、ホームページ、社会福祉協議会、ハローワークを通じて周知すると言われましたが、もっと知っていただくための努力を重ねていただきたいと思います。更なる周知方法を何か考えておられますか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 今、思い付くところで社協やハローワークにお願いしようとしています。新型コロナの影響を受けると求職活動をされますので、何が一番効果的かを検討しながら進めたいと考えています。

山田伸幸委員 山陽小野田市内には大学生の世帯がたくさんあると思いますが、給付世帯に入るんですか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 大学生の方は一般的に非課税世帯ですので、対象になり得ます。しかし、お父様かお母様の扶養家族になっている場合が多いと思っています。その場合、お父様とお母様が課税世帯であれば、対象にはなりません。反対に、お父様とお母様が非課税世帯であれば、対象になりますので、その辺りは本人への確認書等で確認したいと考えています。

大井淳一郎委員 家計急変世帯の判断はどのようにされるのでしょうか。あまり複雑過ぎてもいけませんし、ざるでもいけないと思うんです。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 家計急変世帯の取扱いをどのように行うのかは、今年の子育て世帯生活支援特別給付金の例によると国から聞いております。具体的に言いますと、令和3年度に課税されている世帯において、令和3年1月以降、任意の1か月の収入の状況を1.2倍した年間収入見込額と非課税相当収入限度額とを比較し、非課税世帯と同等であるかを確認するとなっております。

山田伸幸委員 私が相談を受けた方で新型コロナの影響で仕事を失いましたが、すぐに新しい仕事を見つけた方がいます。その場合、特定の数か月の収入が急激に落ちるんです。先ほど特定の一月を見ると言われましたが、このように落ち込んだだけでも対象になるということでしょうか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 現在、国からは「任意の1か月」と提示されていますので、そのようなこともあろうかと思っています。

山田伸幸委員 年度末になると福祉事務所全体が非常に忙しくなってくると思います。その中で、今の福祉事務所の体制でミスなくこの業務を遂行できるか心配しています。今の人員の中でやりくりされるのか、それとも応援を頼まれるのか、いかがでしょうか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 補正予算書に給与を計上させていただきました。会計年度職員を3名程度雇い、申請書や確認書の確認等をさせたいと考えております。

山田伸幸委員 実際に事務を扱うには広大なスペースが要ると思うんですが、そういった場所があるんですか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 本館2階、本館から別館に行く通路の右手側にある旧監理室を使用して事務をしたいと考えています。

松尾数則分科会長 給付金は必要ないという返事が来た場合には確認を取るということですが、そのような方はいらっしゃるんですか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 定額給付金などでは、給付金は必要ないと言われた方が数名程度いらっしゃるかと聞いております。

松尾数則分科会長 必ず確認を取るの間違いはないですか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 「いいえ」と書かれた方には、間違いはないですかと確認したいと考えています。

松尾数則分科会長 分かりました。異議がなければ、これで質疑を打ち切りたいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。これで終わりたいと思います。お疲れ様でした。

---

午前 11 時 54 分 散会

---

令和 3 年 12 月 15 日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 松尾 数則